

奈良県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱（案）

改正前（旧）	改正後（新）
<p style="text-align: center;"><b>奈良県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第10号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定及び指定講習会と同等程度以上の講習と認められる課程については、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）、厚生労働大臣が定める講習会の内容について（平成18年厚生労働省告示第269号）及び福祉用具専門相談員についての一部改正について（平成26年12月12日老振発第1212第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（指定の要件及び期間）</p> <p>第2条</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 事業内容に関する要件について、次のとおり定める。</p> <p>(1) 講習が、年1回以上、別紙2に定める講習課程の内容に従って開催されること。</p> <p>(2) 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。</p> <p>ア 別紙3の要件を満たす適切な人材が確保されていること。なお、講師に必要とされる実務経験年数又は講師経験年数は、5年とする。</p> <p>イ 一の講習について3名以上の講師で担当すること。</p> <p>ウ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を越えない程度の割合で担当すること。</p> <p>エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること</p> <p>(3) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程</p>	<p style="text-align: center;"><b>奈良県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。<u>以下「施行令」という。</u>）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定及び指定講習会と同等程度以上の講習と認められる課程については、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）、厚生労働大臣が定める講習会の内容について（平成18年厚生労働省告示第269号）、福祉用具専門相談員についての一部改正について（平成26年12月12日老振発第1212第1号厚生労働省老健局振興課長通知）及び<u>福祉用具専門相談員についての一部改正について（令和7年4月4日老高発0404第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）</u>に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（指定の要件及び期間）</p> <p>第2条</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 事業内容に関する要件について、次のとおり定める。</p> <p>(1) 講習が、年1回以上、別紙2に定める講習課程の内容に従って開催されること。<u>ただし、改正前の要綱において定める講習の内容により行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>(2) 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。</p> <p>ア 別紙3の要件を満たす適切な人材が確保されていること。なお、講師に必要とされる実務経験年数又は講師経験年数は、5年とする。</p> <p>イ 一の講習について3名以上の講師で担当すること。</p> <p>ウ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を越えない程度の割合で担当すること。</p> <p>エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること</p>

改正前（旧）	改正後（新）
<p>を定め、公開すること。</p> <p>ア 開講目的</p> <p>イ 講習の名称</p> <p>ウ 事業所の所在地</p> <p>エ 講習期間</p> <p>オ 講習課程</p> <p>カ 講師氏名</p> <p>キ 修了評価の実施方法</p> <p>ク 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い</p> <p>ケ 年間の開講時期</p> <p>コ 受講手続</p> <p>サ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額</p> <p>4 募集に関する要件について、次のとおり定める。</p> <p>(1) 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。</p> <p>(2) 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載するなどして受講希望者に対して周知を行うものとする。</p> <p>ア 指定講習会修了者と同程度以上と認められるものについては、本講習会を受講しなくとも福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。また、平成27年3月31日までに介護員養成研修修了者（介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程及び介護職員初任者研修課程の修了者）となった者については、平成28年3月31日までの間、本講習会を受講しなくとも福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。</p> <p>イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。</p> <p>ウ その他講習会の内容に関する重要事項</p> <p>5、6（略）</p>	<p>(3) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。</p> <p>ア 開講目的</p> <p>イ 講習の名称</p> <p>ウ 事業所の所在地</p> <p>エ 講習期間</p> <p>オ 講習課程</p> <p>カ 講師氏名</p> <p>キ 修了評価の実施方法</p> <p>ク 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い</p> <p>ケ 年間の開講時期</p> <p>コ 受講手続</p> <p>サ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額</p> <p>4 募集に関する要件について、次のとおり定める。</p> <p>(1) 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。</p> <p>(2) 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載するなどして受講希望者に対して周知を行うものとする。</p> <p><u>ア 施行令第4条第1項第1号から第8号までに定める一定の有資格者については、本指定講習会を受講しなくとも福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。</u></p> <p>イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。</p> <p>ウ その他講習会の内容に関する重要事項</p> <p>5、6（略）</p>

改正前（旧）	改正後（新）
<p>第3条～第12条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成27年4月1日以降に募集を開始する指定講習会より適用する。</p>	<p>第3条～第12条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成27年4月1日以降に募集を開始する指定講習会より適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>